

議案第 31 号

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
について

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「当該各号に定める」を「当該各号に掲げる」に改め、同条第 2 号中「著しく低額又は高額である」を「補償基礎額として公正を欠くと認められる」に改め、同条第 3 号中「定められている職員」の次に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

（4） 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により
実施機関が町長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。